

○利札尽引換証券ノ附属利札中時効期間経
過ノモノハ交付シナイ件

(昭和8年6月22日 蔵理第709号)
大蔵省理財局長から 日本銀行営
業局長あて

6月17日付営債第77号ヲ以テ御申越ニ係ル利札尽了ニ依リ引換ノ為発行スル公債ノ
附属利札中時効期間経過セルモノノ取扱方ニ関スル件右ハ御申越ノ通御取扱相成可然
此段及回答候也

(照会内容)

交付公債発行ノ場合其附属又ハ添附利札中既ニ時効期間ノ経過セルモノハ交付ヲ要
セサル旨客月31日付蔵理第640号ヲ以テ御指示相受候処利札尽引換請求ニ対シ新証券
発行ノ場合附属利札中時効期間経過セルモノニ付テモ同様ノ取扱致可然哉至急何分ノ
御指図相煩度此段伺候也